

JMFA ナチュラル美生活協会認定講座受講

及び認定講師活動規約

第1章 総則

第1条（本規約の趣旨）

本規約は、受講者が本講座を受講するにあたっての当スクールと受講者との間の契約条件、及び、受講者が本講座を修了された後、認定講師として活動するにあたっての当スクールと受講者との間の契約条件が規定されています。

第2条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、次に定めるとおりとします。

- （1）「本規約」とは、この JMFA ナチュラル美生活協会認定講座受講及び認定講師活動規約をいいます。
- （2）「当法人」とは、特定非営利活動法人ナチュラル美生活協会をいいます。
- （3）「認定講師」とは、当法人が、認定教材に基づきフラワーセラピー講座やフラワーカウンセリング講座を実施できる能力があると認定した者をいいます。
- （4）「認定セラピスト」とは、当法人が、本講座の内容を理解したうえでフラワーセラピーやフラワーカウンセリングを実施できる能力があると認定した者をいいます。
- （5）「当スクール」とは、当法人及び認定講師をいいます。
- （6）「認定教材」とは、当法人が開発・制作したフラワーセラピー講座やフラワーカウンセリング講座に関する教材をいいます。
- （7）「本講座」とは、当スクールが主宰する認定教材を使用したフラワーセラピー講座やフラワーカウンセリング講座をいいます。
- （8）「受講希望者」とは当スクールと受講契約を締結して本講座を受講することを希望する者をいいます。
- （9）「受講者」とは、当スクールと本契約を締結し、本講座を受講する者をいいます。
- （10）「本契約」とは、当スクールと受講者の間で本規約に基づき締結される契約をいいます。
- （11）「受講料金」とは、本講座を受講するにあたり受講者が当スクールに支払う受講料をいいます。
- （12）「登録情報」とは、受講者が本講座の受講申込みの際に当スクールに対して提供する当スクール所定の情報をいいます。

第3条（当法人の権利）

認定講師と受講生との間で本規約に基づく契約が締結された場合、当法人は、本規約に基づき認定講師が保有する権利と同等の権利を保有するものとします。

第2章 本講座の受講

第4条（受講の申込み）

- 1 受講希望者は、当スクールに対し、当スクールの定める手続きに従って、正確且つ最新の登録情報を記載した書面を提供することにより、本講座の受講を申込みものとします。
- 2 受講希望者が、勤務先等の所属団体（以下、本条において「所属団体」という）を通じて本講座の受講を申し込む場合、所属団体と各受講者は連帯して本規約に基づく義務を負うものとします。

第5条（受講申込に関する諾否の連絡）

- 1 当スクールは、受講希望者より前条所定の受講申込みを受けたときは、受講希望者に対して本講座の受講の諾否を連絡するものとし、受講希望者による受講申込みを承諾する場合には、その旨と併せて受講料金の額及びその支払い方法を通知します。
- 2 当スクールは、次の各号のいずれかに該当する受講希望者から受講申込みがあった場合には、これを拒否することができるものとします。当スクールは、受講申込みを拒否した場合でも、その理由を開示する義務を負わないものとします。
 - （1）後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けている場合
 - （2）講座内容を適切に理解できない可能性がある場合
 - （3）その他当法人または当スクールが本講座の受講者としての適格性に欠けると判断した場合

第6条（本契約の成立）

- 1 受講者は、当スクールから受講申込みを承諾する旨の連絡を受けた場合、当スクール所定の方法により受講料金全額を支払うものとします。本契約は、当スクールが当該受講料金の入金を確認したときに成立するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、認定講師によっては受講ごとの受講料金の支払いを可能とする場合があります。この場合、本契約の成立時期等については当該認定講師が定めた規定に従うものとします。

第7条（受講料金）

- 1 受講者は、当スクールに対し、当スクール所定の方法により受講料金を支払うものとします。
- 2 受講料金の決済方法は次の各号に掲げたとおりです。ただし、クレジットカード決済が利用できない当スクールもありますので、ご了承下さい。

（1）銀行振込

当スクールが指定する口座へのお振込みによる方法です。振込手数料は受講希望者または受講者の負担とします。指定口座は、第5条1項2文の通知の際に、当スクールから受講希望者に通知するものとします。

（2）現金決済

受講日初日に現金でお支払い頂く方法です。但し、認定講師によっては、受講ごとの支払いが可能な場合もあります。

（3）クレジットカード決済

クレジットカードを利用して決済頂く方法です。各カード会社所定の引き落とし日に受講料金の引き落としが行われます。

第8条（本講座修了の条件）

本講座を修了するための条件は、当スクール所定の方法により受講者に通知するものとします。

第9条（本講座修了により得られる権利等　－修了認定－）

- 1 受講者は、本講座を修了した場合、ただちに当スクール指定の「JMFA 認定申請書」（以下、本条に置いて「認定申請書」といいます。）に必要事項を記入して当法人に提出するとともに、当法人に対し、当法人所定の方法により認定手数料1万5000円を支払うものとします。
- 2 当法人は、前項所定の認定申請書を受領した受講者から前項所定の認定手数料の支払いを受けた場合、当該受講者に対し、本講座を修了した旨の認定（以下、「修了認定者」といいます。）を行います。
- 3 修了認定者は、当法人に対して暦年ごとに年会費2000円を支払うことにより、当法人の会員としての地位を保有することができます。支払方法等は別途当社が指定します。

第10条（本講座修了により得られる権利等　－認定講師又は認定セラピストとしての認定－）

- 1 前条により本講座を修了した旨の認定を受けた受講生のうち、以後、認定講師又は認定セラピストとしての活動を希望する者は、当法人が主宰する確認講座を受講するものとします。
- 2 受講者が認定講師または認定セラピストとして活動できるのは、確認講座を修了した後となります。

第11条（本講座修了により得られる権利等　－その他－）

本講座を修了した後に受講者が取得することができる権利ないし資格は、前二条など本契約に定める他、当スクール所定の方法により受講者に通知するものとします。

第12条（受講者資格の中断・取消）

- 1 受講者が次の各号のいずれかに該当する場合、当スクールは、受講者に対して事前に催告することなく、直ちに本契約を解除し、受講者による本講座の受講を中止できるものとします。
 - (1) 受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (2) 講座内容を適切に理解できない可能性がある場合。
 - (3) 当スクールが禁止する行為を行った場合。
 - (4) 受講者に対する破産、民事再生その他倒産手続きの申立があった場合。
 - (5) 後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - (6) 本規約または法令に違反した場合。
 - (7) 公序良俗に違反し、または犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合。
 - (8) 当スクールまたはその関係者に対する誹謗中傷をした場合。
 - (9) 当スクールの事業活動に悪影響を及ぼした場合。
 - (10) 前各号の他、受講者として不適切であると当スクールが判断した場合。
- 2 前項に基づきに本契約が解除された場合、受講料金の返金（返金保証による返金を含む）は行いません。

第13条（講座の中止・中断及び変更）

- 1 当スクールは、本講座の運営上やむを得ない場合には、受講者に事前の通知なく、本講座の運営を中止・中断できるものとします。
- 2 前項の場合、当スクールは本講座の中止または中断後10営業日以内に、当該中止にかかる講座についての受講料金を返金いたします。

- 3 第1項により本講座が中止・中断された場合の当スクールの責任は、前項所定の内容に限られるものとし、その他には名目の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。ただし、中止された講座と同内容の講座への振替を希望する受講者については、講座の振替に応じることがあります。

第14条（キャンセル料金等）

- 1 受講料金をお支払い頂いた後の受講者都合によるキャンセルに関しては、正規受講料金に対する以下の割合によるキャンセル料をご負担頂くものとし、当スクールは、受領済みの受講料金から以下のキャンセル料を控除した金額を返金するものとします。なお、返金の際の振込み手数料は受講者の負担といたします。

最初に申込頂いた講座（以下、「講座」という）開催日初日の

15日前～3日前まで = 20%

2日前～当日 = 100%（返金なし）

- 2 クレジットカードで受講料金の支払いをされた受講者が受講をキャンセルされた場合、セミナー開催日に関わらず、前項によるキャンセル料とは別途、クレジットカード解約返金事務手数料として、以下の金額をご負担頂きます。

100,000円以下の受講料の場合 受講料の5%

100,001円以上の受講料の場合 5,000円

- 3 受講者は、講座開催日当日から10日以内に日程変更・コース変更を希望する場合、当スクールに対して、事務手数料として2,500円を支払うものとします。

第15条（登録情報等の使用）

- 1 当スクールは、ウェブサイト上に掲載されるプライバシーポリシーに従い、登録情報及び受講者が本講座を受講する過程において取得した受講生に関する情報を使用することができるものとします。
- 2 当スクールは、講座内容の撮影及び録音を行い、資料または販促物として当法人または当スクールのホームページなど関連媒体へ掲載し、あるいはこれを販売することができるものとし、受講者はこれに同意するものとします。

第16条（遵守事項及び確認事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 本講座の内容を自己の学習の目的にのみ使用すること。
- (2) 認定教材または講座内容について、方法の如何を問わず、第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、使用許諾等を行わないこと。
- (3) 講座内における写真撮影、録音、録画を行わないこと。
- (4) 当スクールの講師等の指示に従うこと。
- (5) 他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと。
- (6) 講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかったまたは理解しづらい部分があったとしても、当スクール若しくはその講師等は一切の責任追及を行わないこと。
- (7) 本講座を受講した結果等について、当スクール及び講師等は一切の責任を求めないこと。
- (8) 精神的に不安定な状態になり精神科・神経科・心療内科に通院している場合、またはカウンセリング等に通っている場合は、必ず担当医師、またはカウンセラーに相談の上参加すること。
- (9) 認定教材を自己または第三者の名をもって公開（SNSを利用した公開を含むが、これに限られません。）しないこと。

- (10) 認定教材の内容を、著作権法上許容される範囲を超えて自己または第三者の著作物に掲載しないこと
- (11) 認定教材の開発者を偽ること。
- (12) 前各号の他、認定教材に関する当法人の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
- (13) 前各号の他、当スクールが禁止した事項を行わないこと。

第17条（免責・非保証）

当スクールは、本講座の受講について、受講者における成果や受講後に受講者が行う事業に関して何ら保証するものではありません。

第18条（認定教材等に関する権利）

認定教材及び本講座の内容に関する著作権及びその他の知的財産権は当法人に帰属します。

第3章 認定講師としての活動

第19条（活動目的）

認定講師は、花と癒しを融合させストレス社会で疲れた心を癒す知識と技能を通して、広く一般市民に対して、花がもたらす癒しの効用についての正しい理解の普及、フラワーセラピー、フラワーカウンセリングを行い、心の問題を抱え一人で悩んでいる多くの人が抵抗無く気軽にカウンセリングを受けられる社会への実現に寄与することを目的に、活動するものとします。

第20条（認定講師としての権利）

当法人は、第10条所定の確認講座の受講を修了した認定講師に対し、以下の各号に記載する権利を付与します。

- (1) 本講座を修了した旨を明示して認定講師としての活動を行うこと。
- (2) 本講座を主宰し、または本講座の内容を利用したフラワーセラピー若しくはフラワーカウンセリングを行うこと。

第21条（受講希望者との本講座に関する契約）

認定講師は、本講座を開講する場合、受講希望者との間で、本規約と同一の内容の契約を締結するものとします。

第22条（認定教材の購入等）

- 1 認定講師は、前項の場合、当法人から認定講師及び受講者が使用する認定教材を購入するものとします。
- 2 認定講師は、当法人に対して、本講座開講承認及び認定教材購入の対価として、別途当法人が規定する教材費等を支払うものとします。教材の発送に関する費用は認定講師の負担とします。

第23条（本契約の解除）

認定講師が以下の各項のいずれかの義務に違反したときは、当スクールは認定講師に対する何らの催告なしに、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- (1) 受講者やフラワーセラピー、フラワーカウンセリングの参加者（以下、本条において総称して「参

- 加者等」といいます。) に対し社会通念に照らして法外な受講料・カウンセリング料を要求しないこと
- (2) 参加者等と受講料やカウンセリング料に関する問題が生じた場合には、速やかに当法人に相談し、当法人の指示に従うこと
 - (3) 本講座の内容の全部もしくは一部の修正または変更しないこと
 - (4) ナチュラル美生活協会、JMFA その他これらに類似する名称を使用する際には、当法人の事前の承諾を得ること
 - (5) 本講座、フラワーセラピーまたはフラワーカウンセリングに関する広告その他の活動を独自の印刷物・インターネット媒体を使用して行うときは、事前にその内容について当法人の承諾を得ること
 - (6) 本講座を紹介・広告・開催する際には、「内閣府設立認証 特定非営利活動法人ナチュラル美生活協会 (JMFA) により開発された」講座であることを明確にすること
 - (7) 認定教材の他、本講座、フラワーセラピーまたはフラワーカウンセリングに関するいかなる資料の著作権も当法人に帰属していることを確認し、これらを当法人の事前承諾なしに複製等しないこと
 - (8) 当法人が開発した施術法の全部もしくは一部を修正して、またはそのまま本講座以外の講座・公演等で使用しないこと
 - (9) 本講座、フラワーセラピーまたはフラワーカウンセリングの受講者・参加者に対し、物品販売や宗教・各種団体への勧誘活動をしないこと
 - (10) 第三者に迷惑をかける行為をしないこと
 - (11) 当法人の指示に従い、認定講師としてのレベル向上のためのセミナー等に参加し、レベル向上に努めること
 - (12) 不特定の者に対してフラワーセラピー、フラワーカウンセリングに関する講演を行い、または甲の講座内容をマスメディア（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・ホームページ・ブログ・情報サイト・e スクール・ニューメディア等）において使用・紹介する場合には、当法人の事前の承諾を得ること
 - (13) 不特定多数の者に本講座、フラワーセラピーまたはフラワーカウンセリング説明会を開く場合は、当法人の事前の承諾を得ること
 - (14) 本講座、フラワーセラピーまたはフラワーカウンセリング施術に必要なリーフレット、名刺など当法人が印刷発行する資料を使用する場合は、当法人の事前承認を得て、必要な場合は当法人所定の価格で購入し、使用すること
 - (15) 当法人が開発した本講座、フラワーセラピーまたはフラワーカウンセリングと類似の講座・資格や施術法を開発したり、その普及活動に携わらないこと
 - (16) 業務の状況に関して、当法人からの請求があったときには、直ちに報告すること
 - (17) 当法人が認定講師の事務所または営業所等に立ち入り、業務の品質等を維持するために必要な事項につき検査することに応じること
 - (18) 前各号の他、本契約に基づく義務を履行すること
 - (19) 前各号の他、当法人から適宜行われる指示に速やかに従うこと

第24条（免責・非保証等）

- 1 認定講師は、独立した事業者であり、認定講師としての活動に要する全ての経費は認定講師の自己負担とし、当スクールがその経費を負担することはありません。

- 2 当スクールは、認定講師としての活動により、認定講師に一定の売上または利益が生じることを保証するものではありません。
- 3 認定講師は、自身が主宰する本講座の受講生の行為について、当法人に対して連帯して責任を負うものとします。当該受講生が本規約に違反する行為を行った場合、認定講師は、当該受講生と当法人との連絡窓口となって当法人の指示を当該受講生に伝え、当該違反状態を是正させるものとします。

第4章 認定セラピストとしての活動

第25条（認定セラピストとしての権利）

当法人は、第10条所定の確認講座の受講を修了した認定セラピストに対し、以下の各号に記載する権利を付与します。

- （1）本講座を修了した旨を明示して認定セラピストとしての活動を行うこと。
- （2）本講座の内容を利用したフラワーセラピー若しくはフラワーカウンセリングを行うこと。

第27条（準用）

第19条、第21条～第24条の規定は、その性質上適用の余地がない規定を除き、認定セラピストに準用するものとします。この場合、必要に応じて、同各条中の「認定講師」は「認定セラピスト」と読み替えるものとします。

第5章 雑則

第28条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに当スクールまたは受講者若しくは認定講師のいずれからも書面による更新拒絶の意思が表明なされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して同一内容にて更に1年間延長されるものとし、それ以後も同様とします。
- 2 前項の規定に関わらず、修了認定者が当法人の指示に従い第9条3項所定の年会費を支払わない場合、本契約は当該年会費の支払期限の経過により当然に終了するものとします。

第29条（本契約終了後の措置）

- 1 事由の如何を問わず本契約が終了した場合、受講者または認定講師は、当法人が開発した認定資格講座、フラワーセラピー、フラワーカウンセリングを以後一切行うことができません。
- 2 前項の場合、当スクール及び受講者または認定講師、本契約により生じた未履行の金銭債務を直ちに履行するものとします。
- 3 第3条、第12条2項、第13条3項、第14条、第15条、第17条、第18条、第24条、第27条が準用する第24条、本条ないし第31条、第32条4項、第34条及び第34条は、本契約の終了後も引き続き有効に存続するものとします。

第30条（秘密保持）

受講者及び認定講師は、当スクールから開示された当スクールの技術上、営業上その他事業上の情報（講座内におけるノウハウ等を含むがそれらに限られません。）並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で使用してはならず、かつ、第三者に開示しないものとします。

第31条（損害賠償）

- 1 受講者または認定講師が、本契約に起因または関連して当スクールに対して損害を与えた場合、受講者または認定講師は一切の損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。
- 2 本契約に起因してまたは関連して、受講者または認定講師と第三者との間で紛争が発生した場合、受講者または認定講師は、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、当スクールに生じた一切の損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第32条（反社会的勢力の排除）

- 1 受講希望者、受講者及び認定講師（以下、本条において総称して「受講者等」といいます。）は、当スクールに対し、本契約の有効期間中において、自身が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下、本条において総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- 2 受講者等は、当スクールが前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければなりません。
- 3 当スクールは、受講者等が反社会的勢力に属すると判明した場合、本契約の申し込みを拒絶し、または何ら催告することなく本契約を解除することができます。
- 4 前項の規定により当スクールが本契約を解除した場合、これにより受講者等に損害が生じたとしても、当社はこれを賠償する責任を負わず、受領済みの受講料等も一切返還しないものとします。

第33条（規約の変更）

当法人は、民法第548条の4の規定に基づき、次のいずれかの場合、あらかじめ当法人が適当と認める方法で本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を通知することにより、当法人の裁量でいつでも本規約を変更することができるものとします。

①本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき

②本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第34条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第35条（管轄裁判所）

本契約を巡る一切の紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として解決するものとします。

第36条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合または本規約に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

付則 本規約は2010年4月1日より実施するものとします。

改訂履歴 2022年4月1日 全面的に改訂を実施

特定非営利活動法人 JMFA ナチュラル美生活協会

理事 内田順子

東京都渋谷区恵比寿 3-2-2-1002

年 月 日をもって本規約について同意します。

氏名：

印